「自転車ヘルメット着用促進に係る街頭啓発活動」実施要領

1　目　的

登下校時間帯の自転車を運転する全ての方を対象に街頭啓発活動を実施することで、自転車運転者に対するヘルメット着用の必要性・重要性を再認識させるとともに、高校生のヘルメット着用、自転車運転状況を把握し、把握結果を学校にフィードバックすることで、ヘルメット着用に対する学校と生徒の意識の向上に資することを図る。

2　主　催

宮崎県教育委員会

3　実施日時場所

実施日時	場所
令和８年 11 月 16 日(月) 午前７時 30 分から午前８時までの間	**宮崎市** **宮崎駅前交差点**
令和８年 11 月 24 日(火) 午前７時 30 分から午前８時までの間	**日向市** **日向市駅前交差点**
令和８年 11 月 30 日(月) 午前７時 30 分から午前８時までの間	**都城市** **都城駅前交差点**
令和８年 12 月７日(月) 午前７時 30 分から午前８時までの間	**宮崎市** **中村交差点**
令和８年 12 月 15 日(火) 午前７時 30 分から午前８時までの間	**日南市** **飫肥駅前歩道上**

4　出席者

(1)　県教育委員会人権同和教育・生徒指導課

(2)　宮崎県警察本部交通部交通企画課、管轄警察署署員

(3)　宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課

5　進行及び内容

(1)　進行

時刻	07:15　07:30 07:25			08:10 08:00	08:15	
内 容	集合・準備	挨拶・説明	状況把握活動 街頭啓発活動	公表・意見	片付・撤収	

(2)　内容

ア　街頭啓発活動により、各所に実施職員を配置し、自転車を運転する全ての人に呼びかけ運動を実施する

イ　県教育委員会の職員は、状況把握メモを用いて、高校生のヘルメット着用、自転車運転の状況把握を行う

6　参考事項

(1)　街頭啓発活動に用いる旗やたすきについては、宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課所有の物を使用する

(2)　配布チラシは、宮崎県警察本部交通部交通企画課、宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課所有の物を使用する

(3)　信号待ちで停車した人に対しては、チラシの配布と呼びかけを実施する

(4)　運転中の人を呼び止めることがないよう配慮し、呼びかけにとどめる

(5)　啓発運動については、職員の事故防止に細心の注意を払う

(6)　実施日時場所については、管内警察署等の要望に応じて変更の可能性がある